

東中学校跡地の利活用に関する提言

平成 30 年 9 月

東中学校跡地利活用検討協議会

目次

第1	はじめに	・・・・・・・・	1
第2	東中跡地の概要	・・・・・・・・	2
第3	具体的な利活用の検討	・・・・・・・・	2
第4	協議・検討経過	・・・・・・・・	4
第5	要望事項	・・・・・・・・	6
(参考資料)			
資料1	東中学校跡地利活用検討協議会委員名簿	・・・・・・・・	8
資料2	東中学校跡地利活用検討協議会設置要綱	・・・・・・・・	9

第1 はじめに

狭山市立東中学校（以下「東中」という）は、平成 27 年度末に廃校となって以来、映画やテレビ番組等のロケ地として利用されていますが、地域としては、早期に跡地利用を図っていただくよう要望してまいりました。

こうした中、狭山市では、東中学校跡地の利活用の方向性を示す、「東中学校跡地の利活用に向けた基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という）をとりまとめました。これを受けて、入間川地区の地域住民、地域活動団体等、元入間川地区中学校統廃合検討協議会及び経済産業団体の各々の代表者で組織する東中学校跡地利活用検討協議会を設置し、狭山市が示した基本的な考え方を踏まえて検討を行ってまいりました。

この度、本協議会として、東中学校跡地の利活用に関する要望をとりまとめましたので提言するものです。

平成 30 年 9 月 27 日

東中学校跡地利活用検討協議会

会 長 横山 実

副会長 横田 泰宏

委 員 坂本 比佐夫

〃 中野 隆夫

〃 星野 和夫

〃 宮木 重秋

〃 中野 彰三

〃 神津 正光

〃 萩原 津二

〃 春日 基宏

〃 村田 有弘

〃 藤野 美佐子

〃 青田 和義

〃 岡 仁美

〃 瀬崎 俊英

〃 山田 達雄

第2 東中跡地の概要

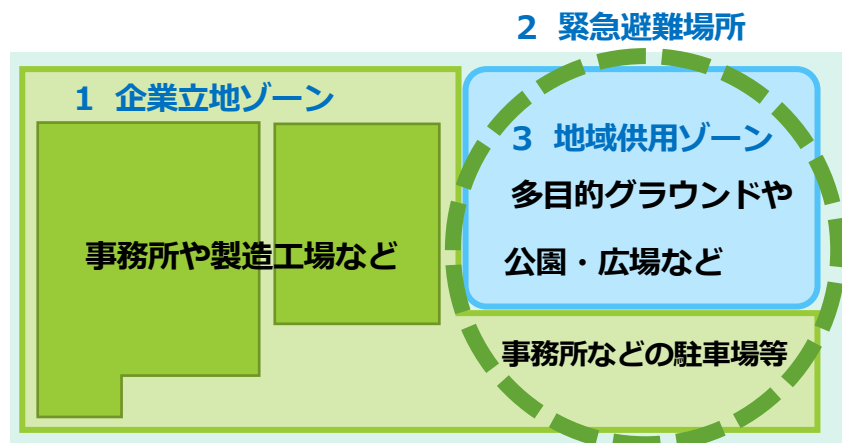
- 1 所在地 埼玉県狭山市入間川 1011 番地
- 2 面積 約 30,000 m² (30,849 m² - 約 220 m²都市計画道路用地)
- 3 区域区分 市街化調整区域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)
- 4 位置図



第3 具体的な利活用の検討

東中跡地の具体的な利活用については、地域住民が利用できる公共的なスペースの具体的な整備事例を参考にして、次のような事項について協議及び検討を行いました。

《利活用の検討イメージ》



1 企業立地ゾーンの利活用について

- (1) 東中跡地周辺の都市計画道路狭山市駅加佐志線の整備との関連について
- (2) 企業の立地により見込まれる周辺の住環境への影響について
- (3) 立地企業の施設にかかる地域住民の利用について

2 緊急避難場所について

- (1) 災害時に求められる地域の緊急避難場所としての機能について

3 地域供用ゾーンの利活用について

- (1) 入間川地区中学校統廃合検討協議会からの提言について
 - ①災害時の避難場所としての機能の確保
 - ②子どもが気兼ねなく遊べ、グラウンドに遊具や林も兼ね備えた、広く周辺住民に開放された公園の設置
 - ③市民に誇れるような公式規格のスポーツができる競技場の設置
 - ④東中学校のモニュメント等の設置
- (2) 地域の子どもから大人まで幅広い世代が利用できる広場やグラウンドの設置及びコミュニティ施設の設置について（地元自治会のソフトボールチームの利用を含めて）
- (3) 図書館、美術館などの文化的な施設の設置について
- (4) 地元消防団車庫の移設について
- (5) 用地にかかる財産処分取り扱いについて

4 民間の資金やノウハウを活用した利活用について

- (1) 市で公共施設を整備しない方針について
- (2) 民間が土地利用することによる効果について

第4 協議・検討経過

東中学校跡地利活用検討協議会における協議及び検討の経過は、次のとおりです。

日付	内容
6月7日(木)	第1回東中学校跡地利活用検討協議会を開催 (1)東中学校跡地利活用検討協議会の設置について (2)東中学校の跡地の利活用に向けた基本的な考え方について ※基本的な考え方に沿って、同協議会における協議及び検討を進めることについて、了承を得る。
7月4日(水)	第2回東中学校跡地利活用検討協議会を開催 (1)東中学校の跡地の利活用に向けた検討について ※基本的な考え方の中で示した4つの利活用の基本的な方向性について、再度、市より詳細に説明し、協議及び検討を行った。
7月31日(火)	第3回東中学校跡地利活用検討協議会を開催 (1)企業立地と地域供用施設の設置事例について ※地域住民が利用できる公共的スペースに関する具体的事例を参考に、施設イメージの共有を図る。 (2)地域からの要望等について ※(1)を踏まえて、地域供用施設の協議及び検討を行った。
8月9日(木)	第4回東中学校跡地利活用検討協議会を開催 (1)企業立地と地域供用施設の設置事例について ※前回に引き続き、具体的事例を参考に、施設イメージの共有を図る。 (2)地域からの要望等について ※(1)を踏まえて、地域供用施設の協議及び検討を行った。

日付	内容
8月22日（水）	<p>第5回東中学校跡地利活用検討協議会を開催</p> <p>(1)企業アンケートについて</p> <p>※企業アンケートの実施内容について、説明と質疑応答を行った。</p> <p>(2)東中学校跡地利活用検討協議会での意見・要望一覧について</p> <p>※これまで委員から出された意見や要望などを、一覧にまとめ提示し、具体的な利活用の協議及び検討を行った。</p>
9月7日（金）	<p>第6回東中学校跡地利活用検討協議会を開催</p> <p>(1)企業アンケートについて</p> <p>※企業アンケートの中間報告を行った。</p> <p>(2)東中学校跡地利活用検討協議会での意見・要望について</p> <p>※(1)を踏まえて、全ての委員より意見や要望などを聴取した。</p>
9月21日（金）	<p>提言（案）策定にかかる検討会議</p> <p>※委員の各分野から選出された4名により、提言（案）の編集作業を行った。</p>
9月27日（木）	<p>第7回東中学校跡地利活用検討協議会を開催</p> <p>(1)提言(案)について</p> <p>※提言(案)に関する協議及び検討を行い、内容について承認を得る。</p>

第5 要望事項

東中跡地の有効な利活用にあたっての前提条件は、狭山市駅に近接する立地特性を活かしながら周辺環境と調和した土地利用の推進と、周辺の基盤整備の推進であると考えます。

したがって、地域住民の生活環境に配慮することを基本とし、隣接する都市計画道路「狭山市駅加佐志線」の整備は、最優先に取り組むべきものと考えますが、当該道路の用地取得には、相当の時間を要することから都市計画道路「東京狭山線」側からの工事着手も視野に入れ検討していただきたい。また、校舎の解体・除却にあたっては、工事車両のアクセス等を含め、周辺の住環境に配慮した対策を講じていただきたい。

以上のことを、要望の前置きとして、跡地利活用の方針をたてる場合にあっては、次のことに留意していただきたい。

1 企業立地ゾーンについて

- (1) 東中跡地の敷地内にある桜を残すなど、環境保護に配慮して整備すること。
- (2) 人の健康及び生活環境に影響が生じないように、周辺の住環境にやさしい企業の立地を図ること。
- (3) 周辺からクローズドされた閉鎖的な施設ではなく、オープンな施設として対応可能な企業の立地を図ること。
- (4) 企業内の施設（食堂や託児所など）が整備される場合、できるだけ地域住民に開放すること。
- (5) 進出企業の業態に応じて、施設見学の受入れや子ども達の校外学習など、地域とのつながりを大切にする企業の立地を図ること。

2 緊急避難場所について

- (1) 企業立地ゾーンないし地域供用ゾーンにおいて、災害時の拠点となるような緊急避難場所としての機能を確保すること。
- (2) 立地企業の施設も含め、可能な範囲で緊急避難場所としての機能の確保を検討すること。

3 地域供用ゾーンについて

- (1) 地元自治会のソフトボールをはじめ、誰でも気軽にスポーツが楽しめる多目的な広場やグラウンドを設置すること。
- (2) 地域住民が集うコミュニティ施設や、文化的な施設の設置を検討すること。
- (3) 地域の消防力強化を図るため、消防団第一分団第一部車庫の移設や備蓄倉庫の設置も検討すること。
- (4) 閉校記念碑や校歌碑など、閉校記念事業実行委員会から保存の依頼があったものについては、可能な範囲で敷地内に保存すること。

4 民間の資金やノウハウの活用について

- (1) 優良な企業の立地により、税収増加や新規雇用の創出など、地域の活性化やまちの発展に寄与する利活用を図ること。
- (2) 未来を担う子ども達の健全育成の場となるよう、民間の技術と経験を存分に生かした利活用を図っていただきたい。

<資料1>

東中学校跡地利活用検討協議会委員

(平成30年6月7日現在)

区 分	氏 名	役職・所属団体等
地域住民の代表者	横山 実	入間川地区自治会連合会 会長 (御幸二自治会 会長)
	坂本 比佐夫	入間川地区自治会連合会 副会長 (祇園自治会 会長)
	中野 隆夫	入間川地区自治会連合会 副会長 (御幸一自治会 会長)
	星野 和夫	入間川地区沢自治会 会長
	宮木 重秋	入間川地区峰自治会 会長
	中野 彰三	入間川地区旭町自治会 会長
	神津 正光	入間川地区中窪自治会 会長
	萩原 津二	入間川地区東急入間川自治会 会長
地域活動団体等の代表者	春日 基宏	入間川地区まちづくり推進会議委員(菅一ガーデン代表)
	村田 有弘	入間川地区まちづくり推進会議委員 (童句通り代表)
	藤野 美佐子	民生児童委員協議会 会長 (富士見地区会長)
	青田 和義	狭山市PTA連合会 副会長 (入間川小学校 PTA 会長)
	岡 仁美	子ども会育成会 入間川東校区会長
元入間川地区中学校統廃合検討協議会の代表者	瀬崎 俊英	平成26年度入間川地区中学校統廃合検討協議会委員 生徒の保護者の代表者
	横田 泰宏	平成26年度入間川地区中学校統廃合検討協議会委員 地域住民の代表者
経済産業団体の代表者	山田 達雄	狭山商工会議所専務理事

＜資料２＞

東中学校跡地利活用検討協議会設置要綱

(平成30年6月1日市長決裁)

第1 目的

東中学校の跡地（以下「跡地」という。）の有効な利活用に向けて必要な協議や協力等を行うことを目的に、東中学校跡地利活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 組織

協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 地域活動団体等の代表者
- (3) 元入間川地区中学校統廃合検討協議会の代表者
- (4) 経済産業団体の代表者

第3 任期

委員の任期は、跡地の利活用基本方針が決定するまでとする。この場合において、委員は、委嘱された際の役職や所属団体から退いた後においても、引き続き、委員を務めることができる。

第4 会長等

- (1) 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

第6 意見の聴取等

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 庶務

協議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。